

令和5年12月28日
(2023年)

建設工事市内本店事業者 各位

吹田市総務部契約検査室長

令和6年度における経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書及び建設工事入札参加有資格者の等級（ランク）格付けにおける発注者別評価点（主観点）の取扱いと提出について

令和6年度の等級等（以下「ランク」という。）の認定に適用する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「評定値通知書」という。）を下記のとおり提出してください。評定値通知書はランクの認定を行わない工種についても提出してください。

また、本市では、市内本店事業者を対象に評定値通知書の総合評定値（P）に加え、本市での工事成績や地域貢献、社会性などを評価した独自の発注者別評価点（以下「主観点」という。）を加算した点数で、ランクの格付けを実施しており、令和6年度においても引き続き同じ取扱いをします。つきましては、主観点の算出にあたり、下記を参照のうえ、申告書等の提出が必要な場合は、手続してください。

なお、工種ごとのランク、主観点、総合評価値については、3月下旬に、本市ホームページにて公表する予定です。

記

1 提出期限

令和6年2月15日（木）午後5時 必着

※提出期限を過ぎた場合は主観点の加算はできませんので、厳守してください。

2 提出方法

郵送又は契約検査室の窓口に持参

※郵送する場合は特定記録郵便等、記録が残る方法で送付してください。

3 提出先

〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市総務部契約検査室（吹田市役所高層棟8階）

4 評価値通知書について

(1) ランク認定を行う対象工種

土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事

(2) ランク認定に適用する評価値通知書

ア 令和5年11月1日時点で有効なもの(同日で有効なものが2通ある場合は最新のもの)

イ 令和5年11月1日時点で有効なものがない場合は、同日後に取得したもの

(3) 提出期限までに有効な評価値通知書が提出されていない場合

ア 有効な評価値通知書が提出された時点で、ランクの認定を行います。

この場合、主観点の加算は行いません。

イ ランクの認定は、提出日の翌々日(翌々日が土日祝日に当たるときは、その翌日とします。)となります。

(4) 提出書類

評価値通知書(審査庁の公印が押印されたもの及び総合評価値(P点)の記載のあるものに限ります。)なお、既に令和5年11月1日時点で有効な評価値通知書を契約検査室に提出している場合、再提出は不要です。

(5) 注意事項

ア ランクの認定がない場合又は本市に提出した評価値通知書の有効期限が切れている場合は、入札に参加することができません。

イ 一度、ランクの認定をした工種については、年度途中の改定は行いません。

ウ 評価値通知書の有効期限は、審査基準日から1年7か月です。

5 主観点について

(1) 対象者及び対象工種

ア 対象者 入札参加有資格者名簿に市内本店事業者として登録されている事業者(市内支店事業者及び市外事業者は対象外)

イ 対象工種 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事

(2) 申告書等の提出が必要な場合

主観点の対象項目が「(6) 主観点の内容」にある表のうち

イ 環境及び品質マネジメント

ウ 障がい者雇用への貢献

エ 保護観察対象者等への就労支援

オ 災害時等における協力

のいずれかに該当する場合は、申告書及び添付書類を提出してください。

※主観点の対象項目のうち「ア 工事成績」のみに該当する場合は、申告書等の提出は

不要です。

(3) 提出書類

ア 建設工事入札参加有資格者の等級（ランク）格付けにおける発注者別評価点（主観点）に係る申告書（押印は不要です。）

イ 添付書類

※主観点項目「エ 保護観察対象者等への就労支援」については、「協力雇用主に関する証明願」に必要事項を記入し、代表者印（吹田市登録印）を押印のうえ、大阪保護観察所に郵送で依頼し、その証明を受けたものを提出してください。

(4) 主観点の対象項目に関する参考リンク先

ア 工事成績

工事成績評定の対象工事については、下記リンク先に添付している「吹田市工事成績評定要領」を確認してください。

※主観点の対象項目としての工事成績は「工事成績評定」の対象工事のうち、工種ごと（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事）に算出します。

吹田市ホームページ>産業・まちづくり・環境 > 入札・事業者募集・契約 > 工事及び工事関連コンサル関係 入札情報 > 工事契約等に関する要領・規定集 > 吹田市工事成績評定要領

<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017983/1017986/1018027/1004157.html>

イ 障がい者雇用への貢献

障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による法定雇用率の割合については、下記リンク先（厚生労働省のホームページ）を参考にしてください。

厚生労働省ホームページ>政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用 > 事業主の方へ ~従業員を雇う場合のルールと支援策~ > 事業主の方へ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page10.html

ウ 災害時等における協力

本市と防災活動に関して協定や契約を締結している場合については、下記リンク先に添付の「各種協定一覧」のPDFデータを参考にしてください。こちらに掲載はないが現に防災活動に関して協定や契約を締結しているときは、申告してください。

吹田市ホームページ>安心・安全 > 防災 > 防災関連計画・各種マニュアル > 防災に関する協定

<https://www.city.suita.osaka.jp/anzen/1017894/1017911/1017916/index.html>

(5) 注意事項

令和6年度のランク格付けに適用する主観点は令和6年2月15日（木）午後5時までに提出された申告書等により算出します。年度途中での主観点の加算は出来ません。

(6) 主観点の内容

※次表の主観点項目について、加点します。

主観点項目	主観点数												
<p>ア 工事成績</p> <p>工事成績評定を行った工事（契約検査室及び水道部発注分）において、工種ごとに、過去2年間の評定点の平均値（小数点第2位四捨五入）をもって右欄の点数を加点する。</p> <p>令和6年度は、令和4年1月1日から令和5年12月31日までを対象に実施する。</p>	<table border="0"> <tr> <td>95点以上</td> <td>50点加点</td> </tr> <tr> <td>90点以上～95点未満</td> <td>40点加点</td> </tr> <tr> <td>85点以上～90点未満</td> <td>30点加点</td> </tr> <tr> <td>80点以上～85点未満</td> <td>20点加点</td> </tr> <tr> <td>75点以上～80点未満</td> <td>10点加点</td> </tr> <tr> <td>75点未満</td> <td>0点</td> </tr> </table> <p>※左記の期間で工事成績評定対象工事の受注の実績がなければ0点とする。</p>	95点以上	50点加点	90点以上～95点未満	40点加点	85点以上～90点未満	30点加点	80点以上～85点未満	20点加点	75点以上～80点未満	10点加点	75点未満	0点
95点以上	50点加点												
90点以上～95点未満	40点加点												
85点以上～90点未満	30点加点												
80点以上～85点未満	20点加点												
75点以上～80点未満	10点加点												
75点未満	0点												
<p>イ 環境及び品質マネジメント</p> <p>申請する全工種に対して、右欄のとおり加点する。</p>	<p>(ア) ISO14001又はエコアクション21の取得の場合 10点加点（ただし、重複加点は行いません。）</p> <p>(イ) ISO9001の取得の場合 10点加点</p>												
<p>ウ 障がい者雇用への貢献</p> <p>申請する全工種に対して、右欄のとおり加点する。</p>	<p>(ア) 障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用している場合</p> <p>(イ) 障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による障がい者雇用義務はないが、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を雇用している場合</p> <p>(ア)又は(イ)の場合 10点加点</p>												
<p>エ 保護観察対象者等への就労支援</p> <p>申請する全工種に対して、右欄のとおり加点する。</p>	<p>大阪保護観察所に協力雇用主として、登録している場合 10点加点</p>												
<p>オ 災害時等における協力</p> <p>申請する全工種に対して、右欄のとおり加点する。</p>	<p>本市と防災活動に関して協定や契約を締結している場合 10点加点</p> <p>※令和3年度から吹田市建設業防火協会は、本市と防災活動に関して協定や契約を締結しているものとみなせないため、加点対象としていません。</p>												

吹田市長 宛

建設工事入札参加有資格者の等級（ランク）格付けにおける
発注者別評価点（主観点）に係る申告書

(申告者) 所在地

商号又は名称

代表者役職・氏名

該当項目にチェック☑してください。

項目	添付書類	加点
・環境及び品質マネジメント		
<input type="checkbox"/> ISO14001の取得	ISO14001登録証の写し	10点
<input type="checkbox"/> エコアクション21の取得	エコアクション21認定・登録証の写し	
<input type="checkbox"/> ISO9001の取得	ISO9001登録証の写し	10点
・障がい者雇用への貢献		
<input type="checkbox"/> 障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による法定雇用障がい者数以上の雇用	障がい者雇用状況報告書の写し	10点
<input type="checkbox"/> ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 の交付を受けている者の雇用	・申告される障がい者を申告日から過去3か月以上、直接的かつ恒常的に雇用していることが確認可能な書類（健康保険被験者証の写し等） ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の写し	
・保護観察対象者等への就労支援		
<input type="checkbox"/> 大阪保護観察所に協力雇用主として登録	協力雇用主に関する証明書	10点
・災害時等における協力		
<input type="checkbox"/> 市と防災活動に関して協定や契約を締結	・協定書等の写し ・組合や協会に加入されている場合は組合員名簿、協会員名簿等の写し	10点

※ 該当する主観点の項目が、以下の項目のみの場合は、申告書の提出は不要です。

・工事成績（工事成績評定を行った工事（令和4年1月1日から令和5年12月31日まで）の評定点の平均値）

協力雇用主に関する証明願

令和 年 月 日

大阪保護観察所長 様

申請者
所在地 _____
商号又は名称 _____
代表者 _____ 印

当社が大阪保護観察所に協力雇用主として登録していることを証明願います。

申請者について、下記のとおり証明する。

記

申請者は大阪保護観察所に協力雇用主として登録されている。

令和 年 月 日

大阪保護観察所長 印